

春日井市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金に関するQ & A

問 1

申請者は法人、事業所のどちらになりますか。

〈答〉

申請者は事業所でなく介護サービス事業所等を運営する法人その他団体となります。

問 2

市内に介護サービス事業所等を営む法人の所在地が市外の場合、補助金の申請はできますか。

〈答〉

市内で介護サービス事業所等を営んでいれば、法人の所在地に関係なく申請は可能です。

問 3

研修受講者が研修受講料を直接支払いましたが、研修受講者が直接申請することはできますか。

〈答〉

できません。補助事業者が直接研修受講料の支払いをするか、研修受講者が負担した研修受講料に対して補助を行ったうえで申請する必要があります。

問 4

補助金の支給要件として、研修を受講する従業員が「市内の介護サービス事業所等で勤務し、引き続き勤務する意思がある者に限る」とありますが、補助金交付後に健康上の問題により退職してしまった場合は補助金を返還することとなりますか。

〈答〉

申請の時点で予測できないものについては補助金を返還する必要はありません。

問 5

補助金の額は研修受講料の半額ですか、補助した額の半額ですか。

〈答〉

補助金の額は、次の額から寄付金等の額を控除した半額（1,000円未満の端数は切り捨て）です。

- ・補助事業者が負担した研修受講料
- ・研修受講者へ支払った研修受講料相当額

補助金額は事業所ごとに算定し、補助金額の上限は1事業所あたり100,000円となります。

【計算例①】

補助事業者が同事業所勤務の4名に対する受講料を負担した場合

（実務研修受講料59,600円×4名）

○研修機関に受講料を全額支払った時

$$59,600\text{円} \times 4\text{名} = 238,400\text{円}$$

$$238,400\text{円} \times 1/2 = 119,200\text{円}$$

$$= 119,000\text{円} \text{ (端数切捨)}$$

1事業所当たりの上限は100,000円のため、

補助金額 100,000円。

なお、別の事業所にも同条件で補助を行っていた場合、

補助金額は100,000円が2事業所分で200,000円となります。

○研修受講者へ23,400円／人の補助を行った時

$$23,400\text{円} \times 4\text{名} = 93,600\text{円}$$

$$93,600\text{円} \times 1/2 = 46,800\text{円}$$

$$= 46,000\text{円} \text{ (端数切捨)}$$

補助金額 46,000円。

なお、別の事業所にも同条件で補助を行っていた場合、

補助金額は46,000円が2事業所分で92,000円となります。

【計算例②】

補助事業者が同事業所勤務の4名に対する受講料を負担した場合

（実務研修受講料59,600円×2名、主任介護支援専門員研修受講料65,000円×2名）

○研修機関に受講料を全額支払った時

$$59,600\text{円} \times 2\text{名} + 65,000\text{円} \times 2\text{名} = 249,200\text{円}$$

$$249,200\text{円} \times 1/2 = 124,600\text{円}$$

=124,000円（端数切捨）

1事業所当たりの上限は100,000円のため、

補助金額 100,000円。

なお、別の事業所にも同条件で補助を行っていた場合、

補助金額は100,000円が2事業所分で200,000円となります。

○研修受講者へ実務研修に対し23,400円／人、

主任介護支援専門員研修に対し32,100円／人の補助を行った時

$$23,400\text{円} \times 2\text{名} + 32,100\text{円} \times 2\text{名} = 111,600\text{円}$$

$$111,600\text{円} \times 1/2 = 55,800\text{円}$$

$$= 55,000\text{円} \text{（端数切捨）}$$

補助金額 55,000円。

なお、別の事業所にも同条件で補助を行っていた場合、

補助金額は55,000円が2事業所分で110,000円となります。

問6

居宅介護支援と介護予防支援の指定を同一の事業所で受け、一体的に運営をしていますが補助金の上限額はどのようになりますか。

〈答〉

この場合は1事業所とみなし上限は100,000円となります。他にも小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を同一の事業所で受けている場合など、同種のサービスにあたる指定を受けている場合は1事業所とみなし、100,000円が上限額となります。

問7

申請が「補助事業が完了した日の属する年度の3月15日まで」となっていますが、3月20日に補助をする場合は申請できないでしょうか。

〈答〉

申請はできません。対象研修の募集スケジュールにより、研修受講料の支払等が申請期限までに行えない場合は、翌年度の4月1日以降に補助事業者が受講料を直接支払ったり研修受講者への受講料相当額の支払いを行うことで、翌年度の申請とすることが可能です。

ただし、その場合は次年度の春日井市介護支援専門員研修受講支援事業が実施されるかを当課に確認してください。

問 8

市へ申請して既に補助金が支払われていますが、同一年度内に新たに従業員を採用し補助事業を実施しました。このような場合に2回目の申請を行うことはできますか。

〈答〉

申請はできません。申請は年度内に1回限りとなります。ただし、申請に係る審査結果が不交付となった場合は同一年度内でも再度申請が可能です。